

答申第 599 号

平成 27 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 11 月 11 日付けで諮問された特定会議の議事録等一部非公開の件（諮問第 653 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定会議の議事録を非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成25年8月6日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定期間で開催された神奈川県地方税制等研究会（以下「本件研究会」という。）の審議状況を記録した文書（以下「本件公開文書」という。）及び議事録（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成25年10月7日付けで、本件公開文書を公開し、本件行政文書を非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成25年10月30日付けで、知事に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の一部取消しを求めるという趣旨の異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成25年3月21日、最高裁判所によって地方税法に違反し、無効と判断された神奈川県臨時特例企業税（以下「本件県税」という。）の導入提言に至る、特定期間にかかれた本件研究会の議事録である。

(2) 条例第5条第1号及び第4号該当の点について

仮に、本件研究会の各委員が、最高裁判所の判断と異なる見解を述べていることが明らかになるとしても、そのことにより、委員個人の利益を侵害することにはならず、また、研究者としての評価が下がりもしない。発言が12年以上も前のものであることに加え、裁判所の判断と異なる見解を持つ学者や個人が数多くいることは、事案を問わず、公知だからである。

本件研究会では、4名の経済学者と1名の法律学者の委員が、専門外の分

野の事項についても発言しているというのであるから、委員名を黒塗りにすれば、どの発言が誰のものかを断定することは、経験則上不可能である。したがって、本件行政文書全部を非公開にする理由はない。

本件県税が無効となった結果、県に多大な損害が生じたことを考えると、同税導入に至る経緯の検証は重要で、本件行政文書の公開は大きな公益である。

知事が主張する各種「おそれ」は、いずれも抽象的なものに過ぎない。

本件行政文書は、少なくとも委員名を除いて、公開されるべきである。

4 実施機関（総務局財政部税制企画課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件行政文書は、第1回から第17回までの本件研究会における、税法学者や経済学者など5名の委員の発言を記録したものである。

本件研究会は、課税自主権の行使による神奈川県独自の税政策や地方税制度の抜本的な改革について調査、研究し、提言を行うことを目的として、平成10年12月に設置されたものであり、第1回から第28回までの会議は非公開として開催され、議事録を公開していない。

（2）条例第5条第4号該当性について

本件行政文書に記録されている各委員の発言は、非公開を前提としてなされたものであり、本件行政文書は各委員の率直な意見が直接的な表現で記録されているものである。

また、この議論の過程では、非公開であるが故に、各委員が専門分野のみならず専門分野以外の分野の内容についても言及しているほか、未公表の見解なども述べられている。

そうすると、本件行政文書を公開することにより、県と当該委員との間の信頼関係を損ない、今後、当該委員のみならず他の専門家の協力も得られなくなるなど、本件研究会の運営のほか、本県における同種の審議、検討会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（3）条例第5条第1号該当性について

本件研究会の委員数は、5名であり、専門分野も異なることから、発言者の氏名等のみを非公開としても、発言内容と各委員の専門分野から、発言した委員を特定し得る。

このため、本件行政文書全体が、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、非公開情報に該当する。

そして、本件行政文書に記録されている内容は、前記（2）のとおりであり、本件行政文書を公開することにより、当該専門家の認識に対する誤解が生じ、結果として当該専門家への評価を損なうおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。

5 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、部会において、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書について

本件行政文書は、本件県税の導入提言に至る、特定期間に開催された合計17回の本件研究会に係る議事録で、税法学者や経済学者など5名の委員の発言者名及び発言内容（以下「本件情報」という。）を記録したものである。

（3）条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

（ア）条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

（イ）本件研究会の委員は、専門分野が異なることから、5名の委員名を非公開として、発言内容を公開したとしても、発言内容と専門分野を照合

することで、公表された委員名簿から発言者が誰であるか特定され、又は特定され得るため、本件情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」ことから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件情報が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、本件情報は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 本件研究会は設置された当時、委員の間で率直な意見交換が行われるように、非公開を前提として開催されており、議事録の内容を公開することとしていなかったと実施機関から説明があった。

エ 前出(3)のとおり、委員名を非公開としても、発言内容は、「個人に

関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」ことから、当初から非公開を前提としていた本件情報を公開することにより、県と本件研究会委員との信頼関係が損なわれるおそれがある。

また、複数の附属機関等において、重複して任命される委員もいることから、上記のような信頼関係が損なわれる事態となれば、当該他の附属機関等の運営にも影響が生じ、当該他の附属機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると認められる。

オ さらに、非公開を前提とした会議であることから、本件行政文書には、各委員の忌たんのない自由な発言が記載されており、必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれ、神奈川県及び本件研究会の意図に反して利用されたりするおそれがあることから、税制調査等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

カ したがって、本件行政文書を公開することによる利益と比較してもなお、上記エ及びオのとおり支障が大きく、条例第5条第4号に該当すると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 11 月 12 日	○ 諮問受理
11 月 22 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 11 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 16 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 25 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
平成 26 年 10 月 3 日 (第 133 回部会)	○ 審議
12 月 15 日 (第 135 回部会)	○ 実施機関の説明を聴取
平成 27 年 1 月 19 日 (第 136 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	

(平成 27 年 2 月 18 日現在) (五十音順)